

Q 生活保護を当たり前の権利に

おおた ただよし
太田 忠芳 議員



市の考えを問う 一般質問

9月15日・19日・20日・21日の4日間行われた一般質問の主な質問(Q)と答弁(A)の概要を掲載します。詳細は、QRコードから録画中継をご覧ください。

A ためらわず申請いただけるよう 制度の普及啓発を行っていく

申請する際の注意点は、申請の意思を示した相談者のサポートをする。聞き取りによる申請書の作成や訪問して申請を受けるなど、臨機応変に対応している。

問 申請後の調査内容に①資産、②能力の活用、③親族への照会、④他の制度活用の項目があるが、問題となることは。

答 申請後に資産調査を行い、資産を売却や活用して最低生活費に充てることもあると説明し、自動車や持家については保有の可否を丁寧に説明している。また、ケースワーカーが主治医などに病状や就労の可否などについて意見を聞き、今後の支援を検討する。親族への照会は、DVや著しい関係不良、虐待などの特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもあるため、相談するよう説明している。他の制度で活用

問 申請する際の注意点は、申請の意思を示した相談者のサポートをする。聞き取りによる申請書の作成や訪問して申請を受けるなど、臨機応変に対応している。

問 申請後の調査内容に①資産、②能力の活用、③親族への照会、④他の制度活用の項目があるが、問題となることは。

答 申請後に資産調査を行い、資産を売却や活用して最低生活費に充てることもあると説明し、自動車や持家については保有の可否を丁寧に説明している。また、ケースワーカーが主治医などに病状や就労の可否などについて意見を聞き、今後の支援を検討する。親族への照会は、DVや著しい関係不良、虐待などの特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもあるため、相談するよう説明している。他の制度で活用



生活保護のしおり



市内の水害の状況

可能な制度がある場合には、優先して活用するよう説明している。

問 生活保護利用者の権利は。

答 正当な理由なく生活保護費の減額や廃止がされないこと、受給した保護費や物品に対して、課税や差押えがされないことなどがあ

問 生活保護利用者の義務は。

答 生活上の義務、指導、指示に従う義務、届出の義務がある。

問 災害発生時、職員の初動対応については。

答 各避難所に駆けつける職員を3人指定しており、避難所の被害状況や危険箇所を確認し、避難所が開設できる場合は、防災倉庫等にある資機材を使用し、住民や教職員とともに開設準備をする。

問 避難所へ駆けつける職員の女性割合は。

答 50・7%である。

問 個別避難計画の作成状況については。

答 7月末現在の避難行動要支援者数は1655人で、そのうち336人が作成済みである。1人の要支援者を複数の支援者が見守り、支える仕組みづくりが重要と考え、要支援者と支援者の方々が一堂に会して、お互いの顔と顔が見えるチームづくりを行っているため、計画作成に多くの時間を要している。

問 災害発生時の教員の対応については。

答 教職員と児童・生徒が緊急時に安全かつ迅速に動くことができるように、様々な場面を想定した避難訓練を定期的に行っている。今後も訓練の重要性を周知し、自分の命は自分で守る力の育成に努める。

◎**その他の質問** 土地利用構想の現状は

A 防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する

Q 災害対策と行政の役割について

たぎしま
瀧嶋 正紀 議員